

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和4年9月26日（月曜日）

開 会 午前 9時59分

閉 会 午前11時43分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長 松 尾 茂

副座長 織 田 伸 一

委 員 金 岡 貴 裕

// 柏 佳 枝

// 飯 山 勝 彦

// 吉 田 修

// 金 谷 幸 則

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 高 道 秋 彦

// 橋 本 雅 雄

// 村 石 篤

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	笠間 信行
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	恒川 貴志
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	竹下 哲矢

6 協議結果について

1 クレジットカードの使用について

座長案として、政務活動費専用のクレジットカードを使用すること、ポイントは政務活動費のみで使用すること、また、クレジットカードを使用した際の証拠書類について他都市の事例を提示し協議を行ったが、委員から会派に持ち帰って検討したい旨の意見があり、継続審査とすることとした。

2 見積書等の取扱い及び業者への支払いについて

会派内の複数の議員で視察等を行う場合に見積書等を1つにまとめること、また、視察等の実施前に旅行会社等に切符等の代金を政務活動費から直接支払うことについて協議を行ったが、賛成・反対双方の意見があり、継続審査とすることとした。

3 広報費（広報誌の発行）について

広報誌の発行に関して、他都市の裁判例を踏まえ協議を行った。自由民主党から、裁判に訴えられないように広報誌のひな型を作成する旨の提案があったが、広報誌は会派の独自性やセンスが表現されるものであるから、様式を画一化することは反対といった意見があり、まとまらなかった。

委員から会派に持ち帰って検討したい旨の意見があり、継続審査とすることとした。

7 会議の概要

座長 ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

 本日の議事録の署名委員に、金谷委員、大島委員を指名いたします。

 これより、協議事項に入ります。

 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

 まず、協議事項の1番目です。クレジットカードの使用についてであります。

 それでは、提案者の気魄さんから提案理由の説明をお願いいたします。

谷口委員 おはようございます。

 まず、会の前に、先日からコロナで休んでおりましたが、2回抗原検査をして陰性を確認して今日は参加しております。御安心ください。

 今回のクレジットカードの使用についてありますが、これは昨年度も検討されており、全会一致にならなかったということでありましたが、実際、昨年度はコロナ等で視察がほとんど行われておりませんでした。今年度に入って実際に視察が始まったわけですが、実際に視察を組んでみますと、クレジッ

トカードを使用しないことによる不都合さというのがさらに見えてきたというか、今コロナ禍で、旅券の発券ですとかJRの発券ですとかをだんだんできない旅行会社が出てきております。そしてまた割引等をなかなか受けられない状況になってきていて、そういう場合に今はインターネットで簡単に入手できるのですが、ネットで購入しようとする、今回も途中まで進んでやってみたのですが、結局、最後の支払いのところでクレジットカードを選ばなければ割引対象にならないということでありました。

そういうことを鑑みて、いろいろな課題はあったのかもしれませんが、一般的にもクレジットカードの使用がここまで広まっている。そして、割引を受けるツールとしてそれを使わなければいけないということになってくると、本議会としてもそろそろクレジットカードの使用を認めていいのではないかと。

そして、少しでも有効に政務活動費を利用するということで、例えばペアチケットなんかの場合、JRでもそうですが、2割、3割と安くなるのであれば、率先してそういうものを利用していったほうがいいと思い、今回提案させていただきました。

皆さんでしっかりとまた御検討いただきます

よう、よろしくお願いいたします。

座長

ありがとうございます。

皆さんの意見を聞く前に、座長のほうから、これまで様々議論をしてきたものですから、その上でちょっと整理させていただきたいというふうに思っております。

クレジットカードの使用につきましては、まず平成29年度に開催した運用指針策定作業部会及び平成30年度の政務活動費のあり方検討会で使用の是非について協議を行ったところ、ポイントの取扱いや年度末の会計年度の基準日などで合意に至らず、当面使用は認めないことで一旦合意がなされました。

その後、昨年度のあり方検討会で当時の自由民主党から再度提案があり、事務局から、ポイントの取扱いについては、専用カードを作成し政務活動費に充当すること、年度末の会計年度の基準日については、富山県議会と金沢市議会の取扱い方法を提示しまして、特例を認めることなどの提案を行い、改めて各会派の賛否の確認を行いました。

しかし、年度末であったことから十分な議論を行うことまではできなかったというふうに認識をしております。合意には至りませんでした。

この昨年度の資料及び各会派の意見については、お手元に配付したとおりであります。

クレジットカードの使用については、昨年度全会一致になりませんでしたので、結論が出ているということになりますが、座長といたしましては、これまでの経過や気魄さんからの提案を受けて、もう少し課題等の整理を行い、使用の是非に関する理由を明確にしていく必要があると考えております。

このことから、本日改めて協議をさせていただくことにいたしました。

それでは、まずクレジットカードの使用について、賛成以外の会派から先に御意見をお伺いしたいというふうに思います。

富山市議会自由民主党さんから。

高田委員

昨年度2月にもあり方検討会のほうで述べさせていただいておりますが、当然、今クレジットカードがもう浸透していて、市民生活で使われてはいるのですけれども、政務活動費という性質上のことと、あと、どうしてもやはりポイントの問題が関わってくると思っています。

うちは会派のほうでもちょっと調べたりして、ポイントがつかないクレジットカードを持つことができないか調査してみたのですけれど

も、やはりどうしても最後のところでそれができないというふうになっていたので、現状ではクレジットカードを使うことは差し控えたいという思いであります。

座長 次、公明党。

柏委員 先ほどお話があったように、クレジットカードを使うことによってたくさん利点もあると思うのですが、公明党会派としては、現時点では付与されるポイントが課題だと考えています。

政務活動費で得たポイント、市民の皆さんにとってはなかなか理解をしていただけないという点もあるのかなと思いますので、現時点ではクレジットカードの利用は反対と考えています。

座長 立憲民主市民の会。

村石委員 今日の資料の3枚目にもありますように、立憲民主市民の会のことが書いてあります。要するに、クレジットカードは、先ほど気魄の谷口委員からもメリットというのはあるということは分かるわけですが、しかし、メリットがあるにしても、やはり問題点もあ

ると。今言われたようにポイントが付与されることや、会計年度が変わるときや改選時における政務活動費の支出の透明性が確保されないという課題があるので、メリットがあることは理解しますが、やはり課題も多いということで、現時点では△というか、反対ということであります。

座長 日本共産党さん。

吉田委員 やっぱりポイントの問題が一番大きいと思うのですね。
専用カードを作ってという提案もありますので、その辺ももう少し、ポイントを政務活動費の利用だけに使うという、それがちゃんと担保できるのかどうかですね。この辺がやっぱり大事で、どうしても個人名義で、個人でも使い、政務活動費でも使いということになると、もうごっちゃになってしまいますので、その辺のクリアは少し検討する余地はあるのかなという気はします。

座長 今反対の皆さんの意見を聞きますと、メリットがあるというのは重々分かっていると。ただ、やはりポイントの私的利用という部分が課題なのかなという意見だと思えます。

次は、賛成の意見も含めて何か意見のある方。

橋本委員

今、反対の意見を聞いていて、結局ポイント、ポイントと言うけれども、そのポイントが何だったのかなと私は思っている。今日の資料にありますけれども、経済的利益が帰属していたとしても不当利得とは認められないという裁判例もあるという中でです。

しかも、このポイントは幾らなのかと。例えばそれを使ったって幾らなのかと。私はだからどうなのかなと思っています。

それは原資が税金だからと言うけれども、税金を使ってキャッシュレス還元ポイントをもっているじゃないですか、みんな。別にだからそこは新しい考え方でいかなければ駄目なのではないかなと私は思っている。

要するに、いろんなところでこれは使わないでおこう、あれは使わないでおこうということで、このあり方検討会というのが始まったと思う。

だけど、その当時を知っていて、結構消極的な指針にしていたのは私らの責任だと思っている。当時を知っている人は、もう座長と村石さんと私しか今はいないと思う。

そういったところで、やっぱり消極的なものではなくて、もっと積極的な使い方ができる

ように変えていくべきだと私は思っているし、何を言っても、クレジットカードを使うことによって、やっぱり支払いを低く抑えられるじゃないですか。旅行会社のホテル1個取るに当たって、低く抑えられるじゃないですか。そのほうがよっぽど市民に対する正しい使い方ではないかなと私は思っている。ポイント云々ではなくて。それで、少しでももし不使用ならば返還することも可能だし、少し前向きに皆さんが考えたらどうかなとは思っています。

座長 今、それ以上にメリットがあるという、そういった思いの意見だと思いますけれども、ほかにありますか。

大島委員 私は賛成の立場でございますが、会派名をメインとした法人カードは作成できないというふうに北陸VISAカードで確認されたことですが、ほかにどこかで会派名で作れるカード会社があるのかと、もしくはなければ、会派の代表者もしくは会計責任者の名義でカードを作っていただいて、ポイントが入ればそのポイントを優先的に使っていただくということで、最大限メリットが生かせるのではないかなと思いますので、ぜひカード使用を

推進するように考えていただきたいと思います。

議会事務局参事
(庶務課長)

今ほど大島委員がおっしゃった法人カードの件なのですけれども、これについては今ほどおっしゃったように、北陸カードにまず確認をしました。

それ以外にも、例えば楽天カードですとか、いろんな銀行系の、三井住友銀行ですか、そういったもののカードの規約も調べたのですが、やはり法人カードについては任意団体はなれないと。権利能力なき社団というものはなれないというふうになっております。

北陸カードに確認した際には、北陸カードさんも自社だけの判断ではなくて、VISAですとかJCBとかそういったところにも確認をしていただいた上で、法人カードが作れないという御返事をいただいておりますので、法人カードについては、これは無理であるというふうに聞いております。

以上です。

大島委員

そうしたら、会計責任者もしくは代表者名義で作っていただくということもできるのではないかなと思うのですが。

座長 大島委員の思いというか、いずれにせよ何とかカードを使えるような方法を探し出すべきだという、そういった思いだというふうに理解をさせていただきました。

すみません、ここで、いろんな意見がありますけれども、ちょっと座長案として提案をさせていただきたいと思います。

〔資料配付〕

座長 これまでいろいろと議論をさせていただいて、本日も皆様の思いというか、それぞれの考えをお聞きさせていただいたのですけれども、私なりに座長案として一度皆様に御意見を聞いていただけたらと思います。

まず1番目に、これまでの課題というのは、今もありましたけれども、やはり付与されるポイントの私的利用というものがやはり課題なのかなと。

ただ、他都市の実態というのはどうなのかというと、ポイントの私的な利用を認めているというところもあれば、原則禁止というところもあると。また、ポイント分を政務活動費から差し引くだとか、そういった他都市の状況もあります。

ただ、総務省からは、透明性を確保しつつ、

住民の理解が得られるよう自治体で判断。これが総務省の考えで、この辺をはっきりしてほしいなという思いも正直あるのですけれども。

それで、まず1つ提案としては、議員各自が政務活動費専用クレジットカードを使用する。法人で代表者が、会計責任者が、大島委員からも提案がありましたけれども、なかなか会派で1人だけ代表をつくるとなると、非常に使いづらくて難しい部分があるということで、やはり個人で政務活動費専用としてのクレジットカードを作ってはどうかということがまず1つ目です。

括弧書きで、全議員同じクレジットカードが望ましいというふうにも書かせていただきましたけれども、これについては分かりやすいという、そういった意味でさせていただきました。

進めさせていただきますが、2つ目は、ポイントは政務活動費のみで使用する。

専用カードで、そこで発生したポイントは政務活動費で使うということで、もちろん審査書類にもそういったポイントの使用分だとかを記載する必要が発生するでしょうし、もう1つ問題なのが、政務活動費返却時にポイント分を現金換算し返還すると。きっちりやろ

うと思えば、やはりポイントがたまった分、要は返還するとき、それは議員を辞職するときには返還をするだとかというふうに一応は考えています。

参考として墨田区の事例なのですけれども、これは単に、要は1ポイント1円としてという、この換算方法でやっているところがあるという意味で、ここに提示をさせていただきました。

もう1つ、3番目ですけれども、クレジットカードを使用した際の証拠書類について。

先ほども事務局から説明がありましたけれども、県議会の例だとか、金沢市議会の例だとか、そういったものを参考にという。なかなか前回は時間がなくてしっかりと議論ができなかった部分もあるのかなと思いますけれども、この証拠書類について、これも他都市で様々です。

1つ目、大田区ではレシートと利用明細とすると—これは指針から抜き取っただけなのですけれども。支出内容が確認できる明細を添付する。

神奈川県は、カード会社が発行した支払案内書、利用明細書。

横須賀市では、請求書等内容の分かる書類、プラスクレジットカードの請求明細。

要は、支払日を基準とするか、引き落とし日を基準とするかという、そういった問題になってくるのですけれども、ここに関しては、ルールをしっかりと決めれば何とか乗り越えられるのではないかなというふうに考えております。

一応ここまで座長としての案を見ていただいた上で、皆様の御意見を聞かせていただきたいなというふうに思うのですけれども、意見のある方。

大島委員 図らずも座長案に沿った先ほどの私の発言となったなと思うのですが、提案の①で、全議員が同じクレジット会社が望ましいということですが、少なくとも会派では全部統一してもらいたいというふうに思います。

押田委員 事務局に確認だと思うのですけれども、クレジットカードを作るとなると、年会費が多分発生するのだと思うのです。それは政務活動費を使ってもよいのか。それはもしかしたら、手引から直すのか。それは確認されたのかな。使用基準。

議会事務局参事 確認はしていないのではっきりとは申し上げられませんが、会費があるものもあれば
(庶務課長)

無料のものもあると思いますので、その辺をどう選んでいただくかということもまた考えていただければよろしいのかなと思います。

押田委員

あと、この③のところにクレジットカード会社が発行した支払明細書や案内があるのですが、それを発行すると、多分月々300円ぐらい取られるのだったかな。それにも使用していいのかだけ、事務局に確認をした上で進めていったほうがいいということ。

谷口委員

今、押田委員から証明の件が出ましたが、これは書面で出してもらおうとお金がかかりますが、インターネットで自分で取れば、費用はかからないはずです。

座長

先ほどの年会費のこと、言えるとすれば、やはり極力年会費のかからないクレジットカードというのはあると思いますので、現状ではちょっとはっきりとは言えませんが、そのほうが望ましいということはあるというふうに思います。

ただ、今、谷口委員からも言われましたけれども、インターネットから印刷するだけで証明という、そういうルールにすれば問題はないかなというふうに座長としては考えており

ます。

ほかに意見はありますか。

村石委員

まず、クレジットカードというのは多くの市民や国民は持っている、使っているという、増えていることは事実だし、いろいろと便利などころもあるということがあります。

しかし、私たちの会派は、地元の事業者さん、地元の旅行会社の事業所さんをお願いをして、事業所さんからいろいろと案をもらって、そして事業者さんに支払っているという考え方もあるということが1つあると思います。

もう1つは、やはり仮に使用することができるという具合にこの運用指針を見直すことも1つの手法で、あとは大枠を運用指針のほうで決めて、基本的には各会派が市民に対して透明性を持ったしっかりとした説明をしていくということが検討課題ではないかなという具合には思っています。

だから、できるようにしても、それを利用しない会派あるいは議員が存在するというのも今後出てくると思います。

谷口委員

当然これを使うとなったときに、使う、使わないは議員の判断、会派の判断でいいと思います。

それと、地元の商店を使おうが使わなかりうが、今そのカード決済を認めるか認めないかは全く関係がない話だと思しますので、それは別に置いておいていいと思います。

ポイントに関しては、現金換算することも可能だと思いますが、これは別にポイントは付与されたから必ず使わなければいけないというものでもない趣旨のものだと思います。

ですから、例えば使うと問題が生じるのであれば、使わなければそれで済む話かなとは思っています。それを1つの案としてですが。

ですから、いろいろと使うことに対して私は前向きに進めていきたいと思っておりますが、何か疑義が生じたとかということではなく、いろんな方から指摘されたときにちゃんと答えられるかどうかということをしっかり自分で持っていれば、これはこうこうこうでしたとしっかりとさえれば、それで何の問題もないとは思っています。

座長 一応ポイントは、政務活動費でどんどん使っていくという方向になるのか。

谷口委員 ポイントというのは、即発行されるものなのか、タイムラグがあるのか。それとまた、使える内容も多分カードによっていろいろ違う

と思うのですね。

ですから、今そのポイントをどうのこうのという、その小さな小さなポイントのことで足踏みしている必要はないと思います。

だって、どう考えたってカードで買うほうがメリットが大きいと考えれば、そこを先に優先して進めていくべきではないかなと。ポイントは本当に小さい話だと思います。

座長 ほかに意見はありますか。

高田委員 クレジットカードを使うか使わないか。今座長のほうから、使うとしたらこういう形でという御提案をいただいたのですけれども、うちは会派の人数が多くて、皆さんに説明をして、意見も当然まとめたいとも思っています。それと、ポイントは私は小さな話ではないと思っています、絶対に平成28年のときは忘れてはいけないという思いもありますので、今ここでうちの会派として意見をまとめて言えるというふうにはならないので、一旦会派のほうに持ち帰らせてもらえればありがたいです。

あと基準日の問題もあるので、これだけだと支払いの基準日をどうするのかということもはっきりしていないので、その曖昧さもあ

りますから、それも詰めていかなければいけない点だと思imasuので、お願いいたします。

橋本委員

平成28年のことを忘れてはいけない。それがポイントとどう関係があって、どういう意味なのか教えてほしい。

(「どういう意味なの。俺も聞きたい。どう関係あるのか」と発言する者あり)

高田委員

富山市議会で多くの方がお辞めになって、私たちは補欠で上がってきたわけですが、そのときの富山市民の思いというものがいまだにやっぱり厳しいと思imasuし、私たちはそれを踏まえて、これだけ厳しい指針をつくってきたというところがありますから、その点は今もう一度振り返ってやっていかなければいけないなという思いがあるということです。

橋本委員

二度と不正を起こさないということは、みんな共通理解しているのですよ。それとポイントがどう結びついて一ポイント云々使うこと、それともポイント還元すること。今、座長案でもいろんな案を出していただいた。こういったことが不正と同じだと全く思わないし、

とにかく私は議論を前に進めるべきだと思っています。
以上です。

座長

話がいろいろそれでもまたあれなので。

高田 真里委員も言っておられましたけれども、私の思いとしてもやはり慎重にやっていきたいですし、ここで結論を出すのも正直難しい部分もあるのかなというふうに思っています。

ですから、継続審査として各会派に一度持ち帰っていただいて、本当に様々な問題があれば問題も聞かせていただきたいと思いますし、後からまた言おうと思っていたのですが、10月中にまたしっかりとあり方検討会をやらせていただきたいと思いますという思いも自分の中ではあるので、早く結論を出したいという思いも正直あるのですけれども、各会派に持ち帰っていただいて、本日は継続審査ということで結論づけたいと思うのですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

では、そのようにさせていただきます。

では、次の協議事項に移っていきたいと思い

ます。

見積書等の取扱い及び業者への支払いについてという、提案者は会派 誠政さんでありますので、このことについて提案理由の説明をお願いいたします。

橋本委員

少し分かりにくく、突っ張った題名になっていきますけれども、私が言いたいのはとにかく、視察に行くと、そういったときに旅行会社から明確な請求書が来ている。その支払いに対して一旦立て替えるというのは、その必要がないのではないかなと私は思っています。旅行会社に直接支払うことが可能なのではないかなと。

結局、旅行会社として、例えばうちの会派に、気魄さんとも一緒に行ったりしていたら3人で行きます。では、旅行会社は3人分として……。ごめんなさい。それは2つというか、谷口さんは別やね。ごめんなさい。会派 誠政の2人分として請求が来る。請求したものをおのおの払うとか、そういった煩わしさはどうなのかなというような気もして。

なぜこれだけが直接支払いができないのだろうと。ほかのものとかは全部後払いしていますか、ほかの会派。

私はちょっとその辺、言っているのかどうか

はあれなのだろうけれども、全てのものに後払いというのはしているのかな。

村石委員 しています。全て。

橋本委員 そうですか。

村石委員 はい。新聞代も後払いですし。

橋本委員 新聞代は当たり前。例えばリース……

座長 それはみんなに聞いたほうが。
まず、全てのことで後払いしておられるかどうか、挙手を。

〔該当者挙手〕

谷口委員 後払いの内容ですが、要は終わってから払うことが後払いなのか、一旦議員が立て替えて払うのが後払いなのか、そこをちょっとはつきりしたいのですが。要は、視察へ行ってきました。全て終わりました。その後、直接会派から旅行会社に払うのも後払いだと思うのですが、それは後払いになるのかならないのか。

座長 事務局から資料が出ていますので、1回ちょっと事務局から説明、補足になりますけれども、説明をしてもらっていいですか。

議会事務局参事 (庶務課長) よろしいでしょうか。会派 誠政提案 (No.5) に係る補足資料という資料のほうを説明させていただきたいと思います。

会派 誠政から提案されたものなのですが、大変僭越ですがこちらでちょっと資料を、書いたものがあつたほうがいいかなということで作らせていただきました。

今回の会派 誠政さんのほうからの提案については、話が2つあったのだと思います。

1つは見積書・請求書等ということで、領収書も含めてだと思いましたが、視察へ行く際に請求書等について、会派で複数の方で行かれるときに、1本で請求書を出してもらってもいいのではないかと。

基本的には、視察へ行かれる際にはこれは議員個々の支出ということになっていきますので、今現在は会派名プラス議員名を書いた請求書を、2人で行かれる場合にはそれぞれの方でもらっていると、そういう現状があるのかと思います。

先ほどからクレジットカードの話もありましたけれども、近年はいろいろインターネット

での予約ですとかそういったものが普及している中で、個々に会派名と議員の方の名前で取るというのは、なかなかちょっと難しくもなってきていると。窓口へ行ってということでも、相手方の旅行会社の負担も大きくなっている。

そういうことから、そこを会派名だけの請求書にしてやってもいいのではないかという御提案だろうと思います。

それで、事務局のほうで補足させていただいたものが、この請求書の例の中に、右下のところ、A・B・C議員ということで金額が入っております。

旅行会社から来る請求書については、会派全体のものとして1本で来ますので、その内訳をここに書き込んでいただければ、それで一人一人の議員について幾らかということは分かるのかなというふうに考えております。

これについては、今日、皆さん運用指針をお持ちだと思うのですが、運用指針の47ページのほうを御覧ください。

領収書チェックシートということで表になっているものがございまして、②の宛名という欄があります。その宛名のところには、通常、会派名もしくは会派及び議員名を入れるというふうになっているわけですが、こ

の会派及び議員名のところの、そこから3行下に行ったところに※でただし書が書いてございます。

「ただし、2人以上で鉄道賃をみどりの窓口で一括して購入する場合に限り、会派名のみの記載でもよい」と、現在はこのようになっているわけですが、この捉え方を少し広げて、請求書や見積書、こういった形で旅行会社から購入される場合についても広げてもいいのではないかと、そういう御提案なのだろうというふうに思います。

橋本委員、そういうことでよろしかったでしょうか。

橋本委員 はい。

議会事務局参事 これがまず1点目でございます。

(庶務課長) 2点目ですが、先ほどから言っておられた後払い等の話でございます。

視察に行かれる場合には、通常、計画の立案をされて、まず旅行会社のほうへ見積りを取られると。その見積りに基づいて事前審査をしておられると思います。事前審査した後、実際に……。すみません、その前に旅行会社から切符等の支払いの請求が来て、先ほど全部後払いしておられるというお話の場合には、

各議員がこの段階で立替えで一旦お支払いをしておられるのだらうと思います。

その後、実際に視察へ行って、事後審査があって、その上で会派から各議員のほうへ支払いがされると。確かにそれが一般的な流れなのだらうと思っております。

それで、この指針の中でまず7ページのほうを御覧いただきたいのですけれども、この7ページを見たときに、今ほどのことと同じ流れ、支出事務の流れが書いてあるわけでございます。まず最初、1番上に計画・立案ということで、先進地視察を実施したいということで立案されると。事前審査を行った上で、実施履行確認というふうにあります。ここをどう捉えるかという話だと思っておりますけれども、ここで会派や議員による活動の実施や物品の購入ということで、ここが例えば旅行会社から切符を購入したということで、「及び履行確認、納品確認」とありますので、切符を受け取ったということが1つ、履行確認、納品の確認というふうにも読めるということです。

そうになると、その後については、会派が直接、債権者へ支払うということも可能なのかなというふうに、これだけを見るとそういうふうにも言えるということでございます。

それで、この旅行会社からの支払いについて、請求があった時点で業者へ直接支払いしてもいいのではないかという御提案なのだろうと思います。

立替払いのことにつきましては、指針の49ページを御覧いただきたいのですが、立替払いによる支出の考えでございまして、(7)の工になります。

立替払いによる支出（会派内後払いの原則）とございます。この（ア）のところですが、「債権者が即時の支払を求めた場合など、会派からの支払を待つことができない場合は、議員による一時立替払いを行うものとし、所定の事後決裁後、会派から立替えた議員に対して口座振込により、政務活動費を後払いする」というふうに記載してあるわけでございます。

その立替払いの考え方が書かれてあるわけなのですが、これを見たときにも、必ずしも旅行会社からの請求があった時点で、支払いができないとまではこの趣旨からは読めないのかなというふうに、事務局のほうではそういうふうに考えておりまして、ということで、今の指針の中では、必ずしも旅行会社からの切符の請求があった場合に支払いができないとそこまで明確に言っているわけではないの

かなと思っています。

あとは、そこが不明確なので、この会の中で御議論をいただければというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

座長

今、2点あるということで、1点ずつ意見を聞かせてもらいたいと思いますけれども、資料の中の①の見積書・請求書等の取りまとめについてという部分で、意見のある人がいたら。

納得できていますかね。意味は分かっておられますかね。

会派としてまとめた場合でも、当然分かるように個々の内訳というものを記載すれば問題ないのではないか。

議会事務局参事
(庶務課長)

すみません、1点だけ補足させてください。

これは今ほど座長の言われたとおり、会派の中で複数の方で行かれる場合ということだと思います。会派をまたいで複数の方で行かれる場合には、それぞれ会派を分けて請求書や見積書は取っていただかなければいけない。あくまでも会派内の話ということでございます。

座長 橋本委員にお聞きしますけれども、この内訳を今は入れていないということなのですか。

橋本委員 個人個人に1つずつ請求書が来るという状況。私らは2人だからどうってことないのかもしれないけれども、やっぱり会派で行く中で、旅行会社にお問い合わせするとしたら、そこから一括の請求書のほうがやりやすいのではないかなというようなところがある。

座長 現状は、あえて一括ではなくて個々にしているということですよ。

吉田委員 誠政さんの言う意味で全く問題ないと思いますよ。中身が分かれば一括でも。これはそういうふうにしたらいいと思う。

座長 事務局にお尋ねしますけれども、現状、今の指針では何か問題があるということは分かりますか。

議会事務局参事
(庶務課長) こうした場合に何か問題が出るかということですか。

座長 はい。修正するべきところはあるか。

議会事務局参事 指針の修正は必要になってまいります。どこ
(庶務課長) をどう直すかはまた改めて御提示いたします
けれども、指針は直さなければいけないと思
います。

大島委員 誠政さんと気魄さんで政務活動費の統一会派
というものをされたと思いますが、それもこ
れに該当するという考え方でよろしいのでし
ょうか。

座長 統一会派なので、会派扱いというのが自然と
いいですか、当然だと思います。

議会事務局参事 すみません。ちょっと検討させていただけれ
(庶務課長) ばと思います。そこについては十分に、どう
いう形がいいのかというのは。
要は今のお話では、請求書をもらうときに、
先ほどの3人で行かれた場合ということです
よね。それが1枚の請求書でいいのか、分け
てということなのかという話ですよね。
政務活動費の支払いに当たっては、1枚によ
ろしいのではないかと思います。

座長 要は、会派としての使用時の話というふうに
認識していただいて。

高道委員

ちょっといいですか。単純な話なのですがけれども、今の請求書で下のほうにA議員、B議員、C議員とありますけれども、今コロナとか急用だとか、いろんな不測の事態が起きた場合に行けない場合がありますよね。

そのときに、支払いました、領収書をいただきました。個人的に還元というのはおかしいけれども、キャンセルとかそういうようなことが発生すると思うのですけれども、そういったことも考えなければいけないのかなと思うと、最後どんなふうな……。会派の通帳のことも、通帳には、うちのところだったら、例えば何々議員が払ったとか、会派としてこの物を買ったとかというのはあるのですけれども、ちょっと分かりづらいところが出てくるのかなと思うことだけがちょっと心配です。

座長

少し不安があるということですか。

谷口委員

今現状で返金処理はできているのではないですか。

(「そうです。やっていますよ」
と発言する者あり)

谷口委員 だと思えますよ。

座長 全く事前審査の時点であって、実際に使用されて行かれなかったら、もちろん事後等で様々、話というか、返還ももちろん可能でしょうし、対応できるのかなという。
ただ、要はこれは請求書のこと、領収書ではないのですよね。

議会事務局参事 (庶務課長) 領収書も含めてということだと私は認識しているのですが。
見積書・請求書等というふうになっておりまして、この「等」の中に領収書も入っているという認識でおりますが、橋本委員、よろしいでしょうか。

橋本委員 はい。

村石委員 私も同じ認識です。

座長 領収書は領収書で、行けなくなったのであれば、要は返還するということになるのですよね。もう支払っておられれば。キャンセルしたときというのは自分もありますけれども、そういったことが発生する可能性はあるということです。

どうですかね。このことについて、ほかに意見はありますか。

金谷委員　これは結局、業者の方に2枚、3枚発行してもらうのが大変だからということなのですか。

橋本委員　特に業者が大変だからとかではなくて、会派として支払えばいいのではないかなという思いだし、個々に支払うよりも、結局後からの問題になるけれども、会派として政務活動費でそのまま直接支払いできればいいなというところですね。

金谷委員　1個目の話と2個目の話は関連がついているということですか、そうしたら。今おっしゃったのは、直接支払いの話になるときに、これが1本でないといけないからというお話だったのですかね。

橋本委員　当然関連づけての話だと思います。

村石委員　金谷委員のことでいうと、例えば市民の人が政務活動費の使い方を見るというときに、今の場合は個々でやっていて、誰と一緒に視察に行ったかとかは分かりにくいのですよね。でも、こうやって一括して視察に行くと、誰

と誰が、こういう具合に書いてあるほうが、市民の人が政務活動費の使い方を閲覧したときに、この何人で富山市議会自由民主党の誰と誰と一緒にいったとかというのが分かるようになると思いますよ。

谷口委員　　そもそも今の話は、報告書には誰が行ったとしっかり書いてありますから、議論が違うかなと思いますが。

村石委員　　それは特記事項のところだね。

座長　　　　関連しているという……。

金谷委員　　私が今聞きたかったのは、例えばクレジットカードの話にしても何の話にしてもそうですけれども、こんなにいいメリットがあって、これは心配だけれども、こっちを取ろうよというのがこのルールの解釈とか流れだと思っただけだけれども、今の請求書等を取りまとめるということのメリットは、業者の人が大変だから、2枚発行、3枚発行してもらうのを1枚にしてもらおうよというふうにしか、ちょっと今この段階では、②を入れなかったら、そこにしか感じないのですけれども。

谷口委員 当然それもあると思いますよ。それと、個々に請求書を発行されて、個々に振り込むとなると、個々に振込手数料というものが発生してくるわけですよ。というのは無駄な政務活動費を使うことになるのではないかなと思います。

吉田委員 クレジットカードは個人精算でしょう。クレジットカードをもしリンクさせるとしたら。

座長 クレジットカードは関係ないです。

吉田委員 いや、それはリンクするじゃないですか。クレジットカードを導入の方向だったら。そういう点ではちょっと整理が必要なのではないかと。

橋本委員 クレジットカードの話はまた置いておいてなのだけれども、クレジットはクレジットで進めていったら当然こういうこともなくなるかもしれない。

だけど、先ほど言われたように、やっぱり旅行会社を使う人もいる。だから、両建てとしてきちんと持っておくべきだと思っていて、なかなかその2つの制度を整理していくのは難しいかなと。両建てで持っておくべきだろ

うと。

座長

分かりにくいですね。

一番の肝は、②の業者への直接支払いについてという部分で皆さんの意見を聞かせていただいたほうがいいかなというふうに思いますので、意見をお聞かせください。

金谷委員

1番目の話と②の話と関連すると、私は入ってから今のルールにのっとって、業者さんから見積りをもらいます。計画書を出します。承認が下ります。そしたら立替金で個々が、それぞれが払います。帰ってきたときに領収書をつけて報告書を出します。初めて政務活動費のお金が振り込まれます。それを立替金として私がもらいますという流れなのですね。これは全く今まで不都合を感じたことがなくて、当時の先輩方がこういうルールをつくったぞということにのっとってずっとやってきたのですけれども、今の緩和するメリットと、何か心配事が増えるデメリットだと、全くメリットをあまり感じなくて、私は現状のままでは何がそんなに問題があるのかがちょっと不明です。

谷口委員

では、先にデメリットを教えていただけます

か。

金谷委員 デメリットは分からない。

谷口委員 今、メリットよりデメリットのほうが多いと言われたから、デメリットは何ですかって。

金谷委員 領収書が出ないですか。お金を払わないと領収書が出ないですよ。領収書がつけられないのに、勝手にお金だけは先に払っていく。

座長 メリット、デメリットより、賛成以外の会派から意見を先に聞かせてもらっていいですか。今、富山市議会自由民主党としての意見になるのですかね。

金谷委員 基本、反対。

座長 ですね。次、公明党。

柏委員 政務活動費の原則としては、精算後の後払いということで公明党会派としてもやっているのですけれども、例えば先ほど高道委員さんが言われたように、先に政務活動費から業者さんに支払いをして、もし例えばコロナとか

体調が悪くなって行けなくなったときに、返還してもらう方法もあるのですけれども、例えば当日にキャンセルしたり、1日前、2日前にキャンセルすると、キャンセル料で全く戻ってこなかったりとか、半分しか戻ってこないとか、そういうこともあったりするかなと思うので、そういうときの処理とかも難しいのかなと思うので、私も後払いとしてやっていたほうがいいのかと思います。

座長 立憲民主さん。

村石委員 基本的には両方でできるようになればいいと思うので、これだけではなくて今までどおりでやってもいいし、新たにこういうこともできる。両論併記のほうがいいのかと思います。

座長 ほかに賛成も含めての意見を。

高田委員 先ほど大野課長が説明された7ページの履行確認の解釈の仕方なのですけれども、物を買って、切符を買いました、物が届きましたで履行確認では私はないと思っています。視察は、実際に視察に行って帰ってきて、それが全て整って初めての履行確認になるという解釈なので、そもそもこの途中で切符が届

いたから払おうというのは違うのではないかなと思うのですけれども一課長に言っているというか一と思うので、その切符が届いたから切符の分だけを支払うということは、まだ行ってもない状況で、それを政務活動費から直接払うのはやっぱりおかしくて、当然今までの指針どおり私たちがやってきた、議員個人が立て替えておいて、最後に精算をする。そのための会派へは前払い、議員個人には後払いというふうにやってきているので、何の不都合もなくやってきているわけなのですね。なので、今後私は変える必要はないと思っています。

谷口委員 1つ確認で、先ほども言いましたが、旅行会社で買いました。旅行会社の支払い期限が視察終了後でした。そういう場合は直接支払いでいいわけですよ。今の理屈でいくと。

座長 視察終了後、要は事後報告が済んだ後に支払日があるのであれば、直接支払っても問題はないと思います。

谷口委員 事後報告までいくと、領収書と日付がどっちみち合わなくなってくるから、要は視察完了ということであれば、事後報告ではなくて視

察さえ完了していればいいのではないですか。
そこまで求めますか。

座長 複雑ですね。要は、基本としてはこの7ページにもありますけれども、事前審査が終わって、政務活動調査・研究して、先ほど高田委員が言いましたけれども、事後報告を出して、その報告書が全て承認された上で支払うということなのですよね。
だから、請求書があったときは立て替えるというのが今のやり方ですよね。

谷口委員 となると、要は事後報告書には領収書をつけられないということになるので、結局は直接払いができないという結論にもうこれでなってしまうのかなと思うのです。

座長 そういったケースがあまり今までないものですから。どうなのですか。

谷口委員 基本的には、旅行会社に支払う代金と、例えば物品購入と、何が違うのかなと思うのですよね。物品購入の場合は、物品をもらった段階で別に直接払いがオーケーなわけですよね。それを一々立替払いする必要はないわけですよね。

座長 いや、物品にしても事後報告の下で承認されて払っていませんか。後払いで。
それが一応、現時点の指針の基本的なルールでありますので。
様々な意見が出て、事務局からも一応資料の説明がありましたけれども、橋本委員が言われたことの意味は理解していただけたのかなというふうに思いますので、これにつきましても、もう一度会派で話し合っていていただいて、持ち帰っていただいて、継続審査という形で、次回に……

金谷委員 ちなみにメリットだけ教えてほしいです。どういうメリットがあるのかという。

橋本委員 メリットがどうだとか、なかなか私らも言うことはできないのかもしれない。ただ、1つにまとめて請求書が来る。1つにまとめて支払うことができる。それは、自民党さんとかはもっと大きなことを考えているのではないかなと思っていました。
いわゆる一ごめんなさい、ちょっとそれるかもしれないけれども聞いてほしい。
例えば海外の視察もいいのではないかという提案もされていなかったかな、たしか。富山

市議会自由民主党さんとしてね。だから、そういったことがある。

では、それをみんなが……。私は当然、富山市といろんなところが連携都市、友好都市になっているところでどういう施策をしているのかを見てくることも、私は大切なことだと思っています。

そういったときに、例えばですよ、20万円かかります、30万円かかります。誰が行けるのかなと。立替えしなさいよということにも1つにはつながっていくかもしれないし。だから、今ここで私は直接支払うことも可能にするべきではないかなと思っています。どうぞ後払いで頂いてもいいと思う人は後払いにすればいいけれども、旅行会社に直接支払うことがどう問題があるのか私は分からない。そして、先ほどからコロナで急に行けないようになったらどうだとか、それを着服するやつはいるのか。それをやめようと言って、みんなそれで理解して、しっかりとこういう指針にしようというか、そういったモラルを持って返ってきたものはきちんと返そうという考え方に皆さんなっていると思うのです。わざと行かないでキャンセルしてもらおうかとか、そんなことはないと思うし、これからね。

切符が届いた時点で、それはもう商品を買ったということだから、それは払ったって全然私はいいと思っているし、そんなこと言ったら、本を買って、本が届いた時点で支払ってもらいました。古本屋へ売ってきたらそれはどうするのかということも、いろんな極論があるし、あまりいろんなことを言っても、とにかく最後はやっぱり自分たちを信じていけないといけないのではないかなと思っている。このルールだけでがちがちに縛るのではなくて、やっぱり自分たちでしっかりと政務活動費の使い方を守っていこうよと。

先ほど谷口さんも言われたけれども、最終的には何か市民の皆さんに聞かれましたら、堂々と胸を張って説明できることになればいいのではないかなと。

ごめんなさい、ちょっとそれでしたけれども、私はそういう思いです。

柏委員

橋本委員からのお答えで、戻ってきたものを着服するとかそういう意味で言ったのではなくて、政務活動費の性質上、銀行の口座から口座にしか運用はできないから、本人の手元にお金に来るわけではないので、例えば先に業者さんに支払いをしました。もし体調が悪くなって行けなくなった場合は、業者さんか

らまた政務活動費の口座にお金は戻ってくるかと思うのですけれども、何日か前だったら全額が戻ってきますが、当日キャンセルしたりとか、1日、2日前にキャンセルすると、例えば1万円振り込んだものが5,000円しか戻ってこなかったりとか、80%引かれたら2,000円とか、戻ってくるものが減ってしまうということで、例えば自分が支払いしたものであれば、体調が悪くなって自分のお金が戻ってこない分には問題ないと思いますが、政務活動費が戻ってこないということは、ちょっとなかなか難しいのかなと思いました。

座長

今はそういった細かいことを言うとしても、いろんな意見を挙げていただいたと思いますので、これを基に、それぞれ会派に戻っていただいて考えをまとめていただけたらなというふうに思いますので、これにつきましても継続審査で、次回までまた結論を持ち越したいというふうに思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ありがとうございます。

では、3番目に行きます。

次に、広報誌の発行についてが3番目であります。

このことについては、自由民主党さんから広報誌の支出等について共通認識を図りたい旨の提案がなされ、また、日本共産党さんからは広報誌の発行の基準について提案があったのかなというふうに思っております。

これらの2件は議論の内容が重複するのかなというふうに考えておりますので、一括して協議をさせていただけたらというふうに思っております。

まず、提案理由の説明を自由民主党さんからお願いします。

押田委員

資料のほうに「昨年度の検討会において一定のルールは確認されたと認識しているが」というふうにありますけれども、私はこのあり方検討会にいませんでしたので、昨年度の議事録を、もう一遍確認したら、一步も進んでいなかったなというのが正直な感想です。

これはもう皆さんもよく……。あり方検討会に出られた方だったら、片方の会派でこれなら大丈夫だと言うし、片方の会派ではそれでは駄目だと言う。一步も進まないのですよ。この繰り返しで進んでいないと。

では、政務活動費での広報がもし本当に必要だというふうに思うのであれば、何か壁を破らなければいけない。その壁が一体何かということになってくると、私の私案ではあるのですけれども、パターン化ですよ、ひな形。皆さん、これなら大丈夫だ、これでは駄目だの中に、顔写真が入っていた、名前が入っていた、漫画が入っていた、政策がどうのこうのとかといろいろとけんけんがくがくに言われますけれども、市議会のパターン化をすることによって、いい意味でも悪い意味でもオリジナリティーを外してしまわないと、政務活動費での広報はもう出せないのではないかと。

それで大会派になって、大会派だとA4の1枚が小さくなる。少数会派だから1枚で出しましょう。それだったら、また壁を取っ払って、パターン化で議員1人当たり年間何千枚まで出せることにしましょうというようなところまでやらないと、もしかしたら一歩も進まないのではないかなというふうに危惧しております。

あと、対応案のところにもありますが、「また市政報告会で配布する資料の基準」。多分もう政務活動費を使用した市政報告会は恐らく誰もやっていないのではないかと。私も正確

には分からないのですけれども、会場費を申請してやっておられることは多分非常に少ないと思うのです。

ということであれば、市政報告会で配布する資料があったとしても、それは個人のものなのか、政党活動、選挙活動及び後援会活動のものなのか分かりませんが、合わせて統一したフォーマット、いわゆるひな形を作ったもので配布してもいいという形を決めることもできるのではないかと。

そういった意味も含めて、皆さんでもんでいただければいいかなというふうに思っております。

とにかく何かを破らないと、一歩たりとも多分進まないと思います。

以上です。

座長 様式を統一するという。

押田委員 そうですね。

座長 では続きまして、日本共産党さん。

吉田委員 市政報告会、市議会報告のときには市政報告は出すべきだと。出していないほうが不正常だと。

座長 広報誌ですね。

吉田委員 広報誌です。うちは年4回の委員会があって、4回全部は出せていないのですけれども、2回ないし3回、6月、9月議会報告みたいな感じで、今回も作っている最中なのですけれども、やっぱり政務活動費を使って、市議会であるいは市政で今どんなことがテーマになっていて、どんな主張をして、当局が今考えておられることを市民に広く知らせるということは非常に大事だと。

そのときに議員の写真と名前、それは紙面の3分の1や2分の1を使ったようなものは絶対におかしいけれども、普通6段組みだったら1段、議会事務局が撮ってくれた議会での質問の写真を、うちはそれしか出していないので。あとは視察に行ったときの写真とかね。それも自由にすべきだし、大いに各会派が顔写真を適切な大きさに載せて出すべきだというふうに思っています。

ぜひ大いに出しませうということ呼びかけをしたいなと。うちは3回、2回出していますから。

座長 今、提案理由がありましたけれども、この資

料は渡してあるのですか。

議会事務局参事 それは配付済みです。
(庶務課長)

座長 広報誌については、これまでもあり方検討会において議論が重ねられておりますので、ちょっと議論のポイントといたしますか、いい悪いではなくて、今の運用指針の中での広報誌についてのこれまでの議論の整理という意味も含めて一資料行っていますよね、「政務活動費のあり方検討会検討資料（広報誌について）」という資料です。これについて若干整理といたしますか、共通認識をするところですけれども、いろいろとやはりそれぞれの思い、考えによって認識が違ってきているという現状ではあるのですけれども、もう1回ちょっとこれだけは確認をさせていただきたいというふうに思います。

現状の運用ということで、これは運用指針から抜き取っただけのことなのですけれども、まず①政務活動の支出できない経費というところが、運用指針の14ページの(1)から(4)までを抜粋したものであります。

支出できない経費ということで、ちょっと当たり前のことも言うかもしれないのですけれ

ども、（１）政党活動に関する経費は支出できません。（２）選挙活動に関する経費も支出はできない。（３）後援会活動に関する経費も支出はできないという中で、アのところに、議員個人または後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費は支出ができないと。後援会活動という意味ですけれども。（４）交際費的な経費及び名目を問わず私的な経費は支出できません。

②のところでは、広報広聴費の運用の留意点ということで、これも運用指針の２５ページを抜粋したものです。

（２）（３）（４）がありますけれども、（２）、これは当たり前ですけれどもね。皆さん認識しておられますけれども、政党活動や選挙活動、要は選挙の事前運動を含むとみなされるものは、その時期、媒体、会派に関わりを有するかを問わず、いずれも扱うことはできないということ。

また（３）、政務活動目的以外の記載が混在している場合は、全額充当できない。政務活動と政務活動以外の議員活動の区分が不明確な場合については、前記の考え方により按分割合を適用して、一部の経費のみ充当するということです。これが現状の運用指針であります。

そして2番目に、これまでの裁判の事例を、事務局のほうからこれも資料として出させていたいただいておりますので、事務局のほうから説明してもらいます。

議会事務局参事
(庶務課長)

それでは、配付してあります「3 広報費」と書いた資料を御覧ください。右上のほうに「全国市議会議長会作成資料」というふうにございます。

今回、政務活動費の広報費に関しての裁判例を調べていく上で、ちょうどこの全国市議会議長会が作成された資料がいいものだったので、これを引用して皆さんにお配りさせていただいたものでございます。

これはQ & A形式の資料だったのですが、でも、まず、広報費に対する支出について、どのような点に留意すべきですかという質問があって、それに対しての答えが市議会議長会の考えとして書いてございます。

まず最初に言っているのは、広報費については、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が併存する可能性があると言っています。

6行ほど飛ばしていただいていた中ほどに、「政務活動と認められる事項が記載されていても、PRと思われるような要素（写真やプロフィ

ールなど)が紙面の目立つところに掲載されていたり、多くの部分を占めている場合など、広報としての目的ではなく、会派や議員の宣伝を目的で作成されたものと判断され、その全額が返還の対象となっています」というふうに言っています。

その次の「また」からなのですが、ここから裁判例、判例等についての傾向を少し言っています。まして、広報紙に議員の顔写真を掲載することについて、以前の判例等は、具体的な基準等に関する判断を示すことなく、これを認めていましたということで、以前の判例の中では顔写真も問題なかったと言っています。

しかし、近年は、掲載状況等を検証した結果、宣伝活動の一つとみなし、これを按分の対象とする判例等があります。さらに、広報紙の配布自体を選挙活動の一部が混在する行為とする判例等もありますということで、近年の裁判例の中では、そういう顔写真を掲載することは認められなくなっているのだということを行っているわけでございます。

それで、それ以降のほうに裁判例として10件ほど上がっております。

まず最初に、平成16年(行ウ)第37号とありまして、千葉地裁の例を出しております。これは以前の判例なのだと思いますが、「顔

写真の掲載については、会派の所属議員を明確にする意味及び広報を掲載することに責任を持つ観点からも、所属議員を市民に知らせるために許されるものといえ、「広報費」としての本件用途基準の観点から問題となることはない」ということで、これは顔写真を載せることについて認められた裁判の例でございます。

その次に、平成24年（行ウ）第66号、横浜地裁の例でございます。

最初のほうを飛ばして、3行目の「しかし」以降を読んでいただきたいのですが、「写真や似顔絵を載せるだけで公職選挙法違反になるとは解されないし、写真等を載せることは発行者ないし作成者を示す意義も有し、これらが掲載されていることのみで一律に議員個人の宣伝目的を併有すると認めることはできない」というふうに言っておりまして、これも基本的には写真を載せることを認めているのですが、その後の「もっとも」というところから読んでいただきたいのですが、「写真の大きさや使い方によっては議員個人の宣伝目的といわざるを得ない場合もあると考えられるが、どの程度であればそのように言えるかは個別具体的に検討せざるを得ない」ということで、認められない場合もあるのだとい

うことを言っています。

これに関連してといたしますか、最後の6ページのほうを御覧いただきたいのですが、これは全国市議会議長会のほうで掲載された10件の裁判以外に、事務局のほうで参考になるだろうと思うものを2件載せてございます。

下のほうの平成22年（行コ）第242号、東京高裁のほうを御覧いただきたいのですが、これも4行目のほうから、「議員の顔写真が目立つ場所に掲載されているが、写真の大きさは、縦が紙面縦全長の5分の1程度、横が紙面横全長の5分の1程度であり、議員の氏名の記載も通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面よりも明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いとすることができる」ということで、これは別の裁判ですけれども、大体5分の1程度であれば認められたという事例もあるということです。これが決して基準になるわけではないのですが、こういう裁判もあったということです。

続いて2ページのほうへ戻っていただきまして、次は平成24年（ワ）第530号、長崎地裁の例です。

ここに来ると今度は、「本件広報誌の表紙や本文には、A議員の氏名、写真及び似顔絵、

住所、経歴などのプロフィールが大きくあるいは目立つようにレイアウトされ」とありまして、2行ほど飛ばしまして、「政務調査活動としての市政活動等の広報を行うために要する経費だけではなく、実質的には、それ以外のA議員の政治活動のための経費が含まれていると推認される」ということで、大きく目立つように写真ですとか氏名、似顔絵等がレイアウトされているということをもって、政務調査活動以外の政治活動等が行われているという、そういったことを認めた裁判事例だということです。

それ以降の平成28年の広島高裁ですとか、平成26年岡山地裁、これらも同じような内容の裁判としての見解を述べられています。続いて、3ページの平成29年（行コ）第5号、仙台高裁なのですけれども、「当該議員の写真、似顔絵や挨拶文、プロフィールについては、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず、むしろ、当該議員自身について広くアピールするための掲載内容であって、選挙活動や後援会活動に類する性質を有する」ということで、大きさとか目立つようにレイアウトをどのようにされているとかそういうことではなくて、こういう写真や似顔絵、挨拶文、プロフィール、

こういったものが調査研究活動とは認められないというようなことを言っている判決であります。

一番最近の例で見ますと、最後の6ページなのですが、これも同じ仙台高裁なのですけれども、平成27年（行ウ）第18号です。

「広報紙には、議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない」というふうに言っておきまして、かつては顔写真等につきましては、これは掲載するということに対して裁判のほうは積極的に認めてきたところがあるのですが、徐々に政務活動性を認めないというような方向になってきているというのが、近年の裁判の傾向なのかなというふうに見えます。

私からは以上です。

座長

判例といいますか、今説明いただきましたけれども、だからどうというか、裁判によって捉え方が違うのだということです。ですから、実際に裁判になってみないと分からないですというのが現状。傾向としては写真等は……。

傾向といいまして、それぞれの地方の裁判によってまたいろいろ違いが出てきているということを、皆さんも恐らく理解はされているのかなというふうに思いますけれども、要は何が言いたいかということ、実際には裁判になってみないと分からないという難しさがあると。

吉田委員や押田委員が言われた思いというか、それはもちろん理解もできますけれども、ちょっとここまででいいですか、まず反対の意見から。反対といえますか、調査・研究も含めて、富山市議会自由民主党さん。

高道委員

今、押田委員と吉田委員から言われた内容について、考えているところです。

それで、今、押田委員が言われたように、広報誌については、やはりできればこういう裁判になるようなことのないような形で、各党派が市民に対してきちんと報告するというのは正しいやり方かなと思っています。

ですので、共通認識を図る上で何かフォーマットのものがあればいいなというのは、それでいいのかなと思っています。

その中身ですけれども、写真の大きさとかいろいろありますけれども、それについてもこれからいろんな話、議論をして、写真の大き

さはこれだけがいいのではないかとか、私がふと思ったのは、議会だよりがありますけれども、あの程度だったらいいのかなとか、いろんなやり方があると思いますので、そのところで共通認識を図るなり、新しい何か……。広報誌を作らないではなくて、作るにはどうしたらいいのかということも含めながら、みんなで考えていけばいいのかなというのがうちの会派としての意見だと思っております。

座長 公明党さん。

柏委員 会派としての発行は認めるということで、今ほどもお話がありましたが、いろいろこれからもっと使いやすい方法というか、もっと皆さんに分かりやすい方法があって、皆さんでこうやって意見が一致するのであれば、少しずついろんなことを前向きに検討していくのもいいのかなと思います。

座長 誠政さん。

橋本委員 私も賛成というか、とにかく使える方向に持っていきたいなと思っています。ただ、何も無い状況で話をしている、なかなかイメージができないかなというところが

あります。

座長、大変申し訳ないけれども、1回、こういう何とか通信でもいいから、ひな形みたいのを作っていただいて、それを基に議論していけばいいのではないかなと。

5分の1だったらこんな写真になりますよとか、こういう写真ならいいのではないかなとか。ちょっとイメージが全然できなくて、本当に今言われたように5分の1が正しいのかどうかも分からない。これにちょっと文をつらつらと、どんなものでもいいから当てはめてみて、5分の1は意外とでかくないかと私自身は思ったりするし、結局人の捉え方も全然違うので、文にしたらどう読み取るかでやっぱり今まで違ってきた面が出たと思うのです。少し共通の何かひな形みたいものがあったら、それを基に次回議論ができるのではないかなというような思いがありました。

座長 では、賛成の人も含めて何か意見があれば。それ以外でも。

村石委員 実際、裁判にかかっているのです。社会民主党が出した広報について。だから、富山地裁でもいろいろ問題になって、今言われているという現実はず1つあります。

基本的にはやはり市議会議員として、あるいは会派として、市民に議会でどのようなテーマがあって、そしてそのことに対して会派がどう取り組んでいるとか、議員はどういう考え方で質問をして当局からどういう回答が出たとか、あるいは視察に行つてどういうことを学んできたとか、やっぱり市民に返さなければいけないと思うのです。

だから、そういう意味では積極的に政務活動費を使って広報を出すということは、皆さん、共通認識になると思うのです。

そこで、本当にレイアウトまで枠にはめてこういう形でなければいけないとまでは、それはなかなか決めることができないと思うので、大枠がこういう……。今の運用指針も本当にいい運用指針になっているのです。読んだら、本当に細かくこういうことは駄目ですよ、こういうことはいいですよと書いてあるので、そういう意味ではあまりがちがちにレイアウトからとか内容からとかは決めずに、今の運用指針を読み取ったり、あるいは今までの裁判の判例とかを読み取って、それぞれ会派や個人が工夫すればいいという具合に思っています。

ですから、今争っている裁判の結果もどうなるか分かりませんが、基本的にはやは

り写真とか名前も工夫して出したほうが読んでもらえると思うのです。字ばかりの広報誌よりも、名前、顔とか図とか表とか、いろんなものが入っていたほうが市民の方が読むと思うので、そういうこともやっていけばいいというのが考えです。

押田委員

お言葉ですけれども、それでオリジナリティーを出して裁判が起きているということをちょっと忘れておられるような発言だなというふうに私は認識しております。

なぜ最初に冒頭のところで、個々のオリジナリティーを排除してまでセーフのものを出しましょうというふうに……。そうでないと政務活動費を使っただけの広報というものが出せないのではないかと。特に顔写真が入っているもの。去年の議論もおととしの議論も同じことを言って、もめて廃案になっているのですよ、どんどん。

だから、私たちの会派のほうは、もうオリジナリティー廃止、ひな形でこれならセーフという、絶対に大丈夫というものを出示しようという提案をもう一遍戻されても困る。進まない、一步も。今までこれで一步も進んでいないのだから。以上です。

座長 今までの議論の中でちょっと気になったところは、広報誌を作る、作らない。作っていないところといいますか、皆さん、要は政務活動費を使わずに広報誌を作っておられるのですよね。そこだけは何か共産党さん……。

吉田委員 うちが政務活動費を使っていますよ。

座長 政務活動費を使っているらっしゃる。

吉田委員 うちが議会報告にかなり特化した。

座長 共産党さんの提案理由が、広報誌を出さないのはおかしいみたいな話があったものですから、その辺だけちょっと勘違いしないように。

吉田委員 おかしいというより、大いに出しなうと。市民に啓蒙する意味でもね。

座長 そこが大事だということと言いたかったということですよ。

吉田委員 大事だと私は思います。

座長 恐らく出していると思いますので。自費でね。その辺はちょっと理解していただけたらとい

うふうに。

押田委員 個人として。

座長 個人として出していると思うので、それで政務活動費を支出することについて、どうかという意見が皆さんから様々ありましたけれども、実際にはこの判例を見ても分かるように、分からない部分が非常に多い。曖昧な部分がやっぱり非常に多いという現状があって、押田委員が提案してくださった共通した様式にしましょうという。では、その共通した様式がうちらでは大丈夫だと思っても、裁判ではどう判断されるかというのが分からないという、この難しさがあるということだと思うのですね。

ただ、その中でも皆さんの意見を聞いていると、何とか出していけるようにしたいなという、その思いもあったわけで、ただ、そうであるならば、本当に細かくルール決めをしなければいけないことになるのだろうと。ただ、それも裁判になっても絶対に大丈夫ですとは言えないものだということは皆さんも共通認識だと思いますけれども、もしルールを本当に細かくつくるのであれば、ここでは議論がなかなかできないというふうに思いますので、

それ専用の作業部会をつくるだとか。
ただ、今諮ったほうがいいのか自分も悩んでいたのですけれども、本当にそういう方向に持っていった方がいいのか。ただ、それも保証はできないと。やっぱり曖昧な支出になりかねない。市民の理解を得られない、訴えられる可能性もあるという。どなたかが言ってくださいましたけれども、絶対に訴えられないような方向性で、今ここまで来たのだということも事実だというふうに思うのです。
これを踏まえて皆さんの意見を聞かせてもらえませんか。

押田委員 絶対に訴えられないという広報誌が存在しないということでしょうか。今の発言ですと。続けてしゃべりますけれども、極論とすれば、議員の名前もカット、プロフィールもカット、あったことだけ全部広報でやってしまえば訴えられることはないわけですよ。

(「議事録け」と発言する者あり)

押田委員 そこから何かを足していけるものというところのぎりぎりの線というのは、誰も多分、何となく判例しか見ていないと思うのです。それで一度、この程度なら恐らく大丈夫である

うものを見てみて、それでもこれでは全然意味をなさないなということであれば、この議論はやめよう。ずっと同じことを繰り返している。

座長

今、押田委員言われたとおり、本当にこれまでもずっと同じ議論を繰り返してきたという現実がある中で、何かを見いだせればという思いももちろんありますけれども、今、押田委員が言われたひな形様式、そういったものに賛成のところ、立憲民主さん、気魄さん、政策フォーラムさんもおられますけれども、その様式を出せるのかどうなのかという。出した上で議論したほうがいいのかという。それがいい悪いではないのですけれども、その意見について、どうですか。

吉田委員

レイアウトというか、こういうことだという様式を画一化するというのは、僕は反対。各会派の独自性やセンスもありますから。これが1つ。

あと1つは、2016年の政務活動費の不正問題の教訓というか、実態との関係でいうと、市政報告会も、いわゆる議員個人の後援会の集まりと市政報告会をごっちゃにされていたという問題があるのです。

広報誌も、例えば、もう引退された議員で名前は出せませんけれども、議長就任の御挨拶というのを政務活動費で請求されていたとか、あるいは、どこかの長寿会の会合に行きました、スポーツ大会に行きましたという写真がばーっとA4の裏表に……

座長 それはみんな分かっていることなのであって。

吉田委員 そういう後援会活動と政務活動との、認められないような内容だとか、そういうことが…
…

座長 吉田委員、そのことについては、もう既にそれは絶対に駄目だということで共通認識をした上での、今は細かいところの議論なので。

吉田委員 だからそういう点では、僕はむしろ今の状態は、そういうことの内容を精査した上で、チェックした上で、大いに……。
うちはA3の裏表で出しているのだけれども、8分の1でもこれだけですよ、写真。5分の1までと言ったら大き過ぎるので、せいぜいこんなものですよ、うちは顔写真。

座長 吉田委員、うちはどうかではないのですよ。

それぞれの考えでやはり、実際には個別に個人個人で自費で出しておられるところがほとんどのようであるかなというふうには思うのですけれども、今のこの現状の中で、村石委員もその様式は反対という意見でしたよね。

村石委員 きちきちのやつはね。

座長 ですよ。そういった意見もある中で、それぞれの考えの下で、もちろん運用指針というものはやはり共通認識を持って、どこかで線引きをしなければならないという中での共通認識というのは、非常に大事なものではあるのですけれども、この政務活動費の使用に関しては、当然各会派が責任を持って支出というか、市民の皆様にも当然認められる、恥ずかしくない、説明責任といえますか、そういったことができるようにやっていくというのがもともとの政務活動費の支出の在り方であると思いますし、皆さんもその点は御理解していると思いますので、では、これをこの広報誌に関してどうしていくのか。

この運用指針に関しては、やはり現状のままでもいいのかなというふうには自分も思っています。

その中でそれぞれの認識が違う。1つにでき

ればそれがいいのですけれども、これを継続審査にするのかということも含めてですが、裁判になってどうかというのはそれぞれの会派が責任を持って対応することにはなるわけであって、それを理解した上で、この後、責任をそれぞれで果たしていきましようという結論になるのか、継続審査でさらに議論をしていくべきなのか、この2つを諮ったほうがいいのかなというふうに自分の中では思うのですけれども、皆さん、その前に意見はありますか。どうですか。

これまで議論をしてきた。これを持ち帰って会派で話し合うほうがいいのか、ここで一旦結論づけたほうがいいのか、皆さん、いかが思いますか。

高道委員

今座長が言われたように、もしそういう共通のものを作るとしたら、やっぱり作業部会をつくったりして本当に共通を図るようなことをまずしなければいけない。でも、それをしても裁判に合致するものはできないかもしれないという話なのですけれども、今日こういった大切な話を聞かせていただいたので、私はやっぱり1回会派に持ち帰らせていただいて、会派の方々の意見も聞いた上で、継続というのはおかしいですけれども、次回発表し

たいかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

座長 今、継続にして各会派で話し合いたいという意見だったのですけれども、そのほかの方はどうですか。

橋本委員 先ほど様式を統一化するとかありましたが、私はそう思っていないので。さっき言った意味は、取りあえず1回ひな形を作って、写真の大きさはこうだよねとか、文字はこれでは駄目だよねとか、1回そういうことで議論していかないと私は進まないのではないかと思っている。

要するに、様式を統一化するわけではなくて、個々のやつを精査するに当たって、1回何かひな形を出してもらわなかったら、それについてやっぱり意見を出せないのではないかなと思っている。

それを誰か特定の、例えば共産党さんのやつを持ってきて、これはどうなのかということもできないから、まねごとのそういう様式があれば議論しやすいかなというふうな意見でした。

座長 理解はできますけれども、そのひな形を出す

責任というものも必ず出てくるものですから、結局それを出して作業部会の中でいろいろ詰めていく、そういうやり方も当然あるということが言えるのかなというふうには思いますけれども。

非常に難しい課題を、皆さんの思いもありますし、これまでも様々議論してきた中で、持ち帰って会派でしっかりともう1回議論していただいて、本日あった判例も含めて議論をしていただいた上で、なかなか本当にあり方検討会で、この場で結論を出すというのが、申し訳ないですけれども難しい部分もあるものですから、もう一度議論をして、どんな方向性でいくのかというものを次回……。

谷口委員

その前にちょっと確認なのですが、これというのは、要は現状ある指針をどうしていくかという判断をしてくれということなのか。

例えば、今言われているのはフォームを決めるとかいろいろありましたけれども、実際に会派として発行しているものが今あるわけですよ。それを今どうのこうのと言っているわけではなくて、個人で出すものを今言っているという認識なのか。どんなことが。会派なのか。

座長 会派での発行は認めているので、今言っているのは……

谷口委員 個人ですよな。

座長 いいえ。

谷口委員 どういうことですか。

座長 会派で出しているけど、政党活動だとか後援会活動から、いろいろ判例を見る限りではなかなか100%認めるという現実がないという部分もあれば、それはいいでしょうという判例もある。こういった現状なのですよな。

村石委員 谷口委員のおっしゃりたかったのは、会派として出すことを言っているのか、個人で出すことは関係ないのでしょうかというような意味で。

谷口委員 それとは違う。

村石委員 違うのですか。一応運用指針では、会派が認める場合には個人名で出しても、それはいいよという運用をされているので。

押田委員

もう1回、そもそもの根っこの部位なのですが、けれども、どこで出しても、先ほど事務局からあったように、これからの裁判事例があってという話になるのだったら、議論の価値があるのですかという、最後にそこに結論づけるのではないですか。

だって、考えたって考えたって、出すことによつて裁判となるかもしれないなんていう、それを議論する意味はあるのか。

先ほど村石さんが、いや、それでは議事録だよというふうに言われましたが、それならセーフであってもこの程度では出さないでおこうという結論は出ますし、橋本さんも言われたとおり、一度ひな形を持ってきて、この程度だったらいいのではないか、やろうかとか、この程度だったらやらないほうがいいという、やはり何かの基準を示した上で進めたほうがいいかなと。

座長

議論する意味があるのかどうなのかということも踏まえて、今、押田委員が言ってくれたのですけれども、それに対してどうですか。

大島委員

裁判で訴えるのは自由なので、判決というのが大事なので、それは勝つか負けるか、半分認められるか、何%認められるかということ

が大事なので、そのためにはある程度の5分の1だとか、こういうことは書いたら駄目だという指針は、やはりなければならぬだろうと思います。

ただ、何をやっても裁判で訴えられるというのは、ちょっと違うなという思いです。

座長 今言われたように、判例の説明があるから何でもかんでも駄目という判断をするのもおかしいというのも実際にはありますし。

大島委員 もう1つ、すみません。
村石委員が今係争中の事件について、どこがどのぐらい駄目だったという結論が出れば、ある程度のそういう指針みたいのに参考にはなると思うのですが、いつ頃確定するのか、ちょっと見守っていききたいなと思うのですが。

座長 正直、そこで確定しても、では、次回もそういう同じことになるのかといたら、そういうことにはならないというのがあって、残念ながら本当に曖昧な判例が多いという現状なものですから。
それでも、何とか責任として共通認識をした様式というか、ここまでは大丈夫というようなものをつくり上げるべきかどうかというこ

とは、ここで諮ってもいいですか。それとも、高道委員が言いましたけれども、会派に持ち帰ってからもう1回やったほうがいいのか。どうですか。

（「持ち帰り」と発言する者あり）

座長 今、持ち帰って会派でもう一度議論をしたいという意見がありましたけれども、皆さん、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 異議なしということで認めたいと思います。皆さん、ここまでにについて何か意見はありますか。様々議論してきたことに対して、細かいことをまた蒸し返すのはよくないですけれども、意見は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、ほかにないようですので、本日の協議は終了とさせていただきます。10月にもう1回、日程を検討させていただいて、しっかりまた開催させていただきたいと思っておりますので、次回の審議のことに

については、皆さんに改めてお伝えさせていただきたいと思います。本日は継続になった部分もありますので、皆様にまたお知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、本日は以上をもちましてあり方検討会を終了とさせていただきます。

お疲れさまでした。

令和4年9月26日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座長 松尾 茂

署名委員 金谷 幸 則

署名委員 大 島 満